

令和3年度中山間地域ふるさと事業調査研究事業 (中山間「ふるさと支援隊」) 企画提案募集要領

埼玉県内の中山間地域の多くの集落では、高齢化や人口減少の進行等により、農林業や地域活動の維持が危惧される状況となっています。

大学生が持つ行動力、専門技術、知識、新しい視点などを取り入れ、中山間地域の住民活動を活性化するため、当事業を実施します。

この事業の受託者を選定するための企画提案を以下のとおり募集します。

1 募集内容

(1) 委託事業名

令和3年度中山間地域ふるさと事業調査研究事業(中山間「ふるさと支援隊」)

(2) 業務委託内容

別添「令和3年度中山間地域ふるさと事業調査研究事業(中山間「ふるさと支援隊」)業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和4年3月11日(金)まで

(4) 委託費の限度額

ア 新規地区活動グループ(以下、新規地区)

500,000円(消費税及び地方消費税を含む)以内

イ 継続地区活動グループ(以下、継続地区)

400,000円(消費税及び地方消費税を含む)以内

ウ 継続モデル地区活動グループ(以下、モデル地区)

400,000円(消費税及び地方消費税を含む)以内

※留意事項

本業務の契約締結に係る上限額(消費税及び地方消費税額を含む)であり、消費税及び地方消費税額を10%とした場合の金額である。

※モデル地区については「2 参加資格」を確認すること。

2 参加資格

学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定される大学(短期大学及び大学院を含む)に属する教員及び学生により構成されるグループ(研究室、ゼミナール、サークル等)。

ただし、モデル地区については継続地区のグループのうち、上記に加え、以下の要件の全てを満たすグループであること。なお、令和3年度については、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、令和元年度で4年目を終了した支援隊で、以下の要件を満たすグループであれば、モデル地区の企画提案に応募できるものとする。

ア これまで当該事業に関して県から8件以上の委託を受けており、その全て

において誠実に履行しているグループであること。

イ 地域農業や地域住民活動の活性化が図られており、過去活動してきた地区と良好な関係を継続して構築できており、他のグループへの指導や支援が期待できるグループであること。

3 スケジュール

(1) 新規地区

| | | |
|---|-------------|------------------|
| ア | 企画提案募集開始 | 4月 9日(金) |
| イ | 企画提案書の提出期限 | 4月30日(金) 16時 |
| ウ | 企画提案競技審査委員会 | 5月14日(金) 午後 |
| エ | 審査結果の通知 | 5月下旬 |
| オ | 委託契約の締結 | 6月上旬(予定) |
| カ | 事業実施 | 契約日～令和4年3月11日(金) |

(2) 継続地区、モデル地区

| | | |
|---|------------|------------------|
| ア | 企画提案募集開始 | 4月 9日(金) |
| イ | 企画提案書の提出期限 | 4月23日(金) 16時 |
| ウ | 書面審査 | 5月上旬 |
| エ | 審査結果の通知 | 5月中旬 |
| オ | 委託契約の締結 | 5月下旬 |
| カ | 事業実施 | 契約日～令和4年3月11日(金) |

4 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書(様式1)

イ 経費積算書(様式2)

経費は、消費税及び地方消費税額を10%として積算すること。

参考資料がある場合は併せて提出すること。

なお、モデル地区として応募するグループについては、過去8件の委託の期間と活動内容がわかる資料を提出すること。

(2) 提出先及び提出方法

埼玉県農林部農業ビジネス支援課農地活用担当宛て電子メールにて提出すること。

メール a4105-08@pref.saitama.lg.jp

(3) 提出期限

ア 新規地区 4月30日(金) 16時まで

イ 継続地区、モデル地区 4月23日(金) 16時まで

(4) その他

ア 応募書類の作成・提出に要する経費は、企画提案者の負担とする。

イ 企画提案者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効とする。契約締結後に虚偽が発覚した場合には、当該契約を解除する。

ウ 企画提案書類の提出後に応募を辞退する場合は、埼玉県農業ビジネス支援課に対し速やかに連絡するとともに、その旨を文書（様式任意）に記載の上、提出すること。

エ 企画提案書等の提出については、1提案者につき1提案に限る。

オ 企画提案書等の提出後は、その内容を変更することはできない。また、提出された企画提案書等は返却しない。

カ 提出された企画提案書等は、提出者に無断で使用しない。ただし、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号）に基づき公文書開示請求がなされた場合は、この限りではない。

5 委託候補者の選定

新規地区の委託候補者は、令和3年度中山間地域ふるさと事業調査研究事業（中山間「ふるさと支援隊」）企画提案競技審査委員会において提案内容を総合的に審査し、選定する。

継続地区及びモデル地区の委託候補者は、提出された企画提案書等に基づき書面審査（必要に応じて個別ヒアリング）により選定する。

6 企画提案競技審査委員会の開催（新規地区のみ）

（1）日時 令和3年5月14日（金）午後

（2）場所 県庁周辺会議室

ただし、新型コロナウイルスの感染症の状況によっては、オンライン又は書面での開催に変更する。

（3）内容

「4 企画提案書等の提出」の書類に基づく提案内容のプレゼンテーション及び質疑応答

企画提案書に記載した内容と異なる新たな提案は行わないこと。

パソコン、プロジェクター等を使用する場合は、事前に連絡すること。

なお、正当な理由なく参加しなかった者の提案は無効とする。

（4）プレゼンテーション等の時間（予定）

プレゼンテーション 1者当たり10分以内

質疑 1者当たり10分以内

時間、会場等の詳細は企画提案者に別途連絡する。

なお、応募者多数の場合は、事前に企画提案書に基づく書類審査を実施し、プレゼンテーションの参加者を6者程度に選定する場合があるので、予め留意すること。

（5）出席者

1者につき3名以内（当日は必ずマスクを着用すること）

7 審査結果の通知

新規地区は令和3年5月下旬頃、継続地区・モデル地区は令和3年5月中旬頃に

選考結果を応募者宛て通知する。

8 契約方法

委託候補者と事業内容等の詳細について協議し、契約内容が合意に至った場合は、随意契約により契約を締結する。

選定後であっても、委託候補者に業務を遂行できない重大な事由が判明した場合は、委託契約を締結しないことがある。

9 令和2年度の特例措置について

新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、令和2年度の当事業に応募をしなかったグループで、令和3年度に継続を希望する場合は、継続地区として扱うこととする。その場合は、令和2年度に予定していた継続年数にて実施する。

年数のカウント方法

| | 従来 | 特例 |
|------|--------|----------------|
| 令和元年 | 新規応募1年 | 新規応募1年 |
| 令和2年 | 継続 2年目 | コロナウイルスのため応募せず |
| 令和3年 | 継続 3年目 | 再度応募 継続2年目 |
| 令和4年 | 継続 4年目 | 継続3年目 |
| 令和5年 | 原則継続不可 | 継続4年目 |

10 その他留意事項

新型コロナウイルス感染症の感染状況または緊急等やむを得ない理由等により、企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、企画提案競技を停止、中止又は取り消す場合がある。なお、この場合において当該企画提案競技に要した費用を県に請求することはできない。

11 問い合わせ及び書類の提出先

〒330-9301

さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県農林部農業ビジネス支援課 農地活用担当

電話：048-830-4093 FAX：048-830-4830

メール：a4105-08@pref.saitama.lg.jp